

計画相談支援

項目	指摘内容	根拠法令	指摘数
具体的取扱方針	一部サービス担当者会議の開催をしておらず、またその理由等の記録がなかった。	基準省令第15条第2項第10号、解釈通知第二の2(11)⑫	4
	区が通知したモニタリング期間ごとにモニタリングを行っていない利用者がいた。	基準省令第15条第3項第2号、解釈通知第二の2(11)⑯	3
	サービス等利用計画案の作成後、本計画の作成、利用者等の同意及び交付をしていなかった。	基準省令第15条第2項第11号、第12号、解釈通知第二の2(11)⑬、⑭	1
	同一事業所内で相談支援専門員と他事業を兼務している職員が、他事業利用者のサービス等利用計画のモニタリングを行っていた。	基準省令第3条、解釈通知第二の1(1)	1
契約内容の報告等	利用者と契約成立後の区市町村への報告がされていなかった。	基準省令第6条第1項、解釈通知第二の2(2)	4
勤務体制の確保等	相談支援専門員の同一法人内別事業所との兼務が勤務表上明確でなく、適切な勤務体制でない。	基準省令第18条、第20条、解釈通知第二の2(14)、(16)	2
	相談支援専門員の同一事業所内別事業との兼務が勤務表上明確でなく、適切な勤務体制でない。	基準省令第20条第1項、解釈通知第二の2(16)①	1
計画相談支援給付費の額に係る通知	支援給付費の法定代理受領を行った場合の利用者等への通知がされていなかった。	基準省令第14条第1項、解釈通知第二の2(10)①	3
業務管理体制等の整備	法令遵守責任者の選任及び届出有無が確認できなかった。	支援法第51条の31第1項～第4項、支援法施行規則第34条の62第1項～第3項	2
会計の区分	指定計画相談事業と他事業との会計区分がされていなかった。	基準省令第29条、解釈通知第二の2(24)	2
秘密保持	一部の利用者等について、個人情報使用にかかる同意を得ていなかった。	基準省令第24条第3項、解釈通知第二の2(20)③	1
計画相談支援費	指定継続サービス利用(モニタリング)で請求すべきところを、サービス利用支援費で請求していた。	平24厚労告125号1の口の注5、障発第1031001通知第四の1(4)	1

地域移行支援

項目	指摘内容	根拠法令	指摘数
具体的取扱方針	地域移行支援計画の作成をしていなかった。また、計画作成に伴うアセスメントやモニタリングも適正に行われていなかった。	基準省令第20条、解釈通知第二の2（14）①	1
支援給付費の額に係る通知	支援給付費の法定代理受領を行った場合の利用者等への通知がされていなかった。	基準省令第18条第1項、解釈通知第二の2（12）①	1
業務管理体制等の整備	法令遵守責任者の選任及び届出有無が確認できなかった。	支援法第51条の31第1項～第4項、支援法施行規則第34条の62第1項～第3項	1

地域定着支援

項目	指摘内容	根拠法令	指摘数
地域定着支援台帳等の作成	一部地域定着支援台帳の作成がされていなかった。	基準省令第42条、解釈通知第三の2（2）①	1
業務管理体制等の整備	法令遵守責任者の選任及び届出有無が確認できなかった。	支援法第51条の31第1項～第4項、支援法施行規則第34条の62第1項～第3項	1
支援給付費の額に係る通知	支援給付費の法定代理受領を行った場合の利用者等への通知がされていなかった。	基準省令第45条準用（基準省令第18条）、解釈通知第三の2（5）準用（解釈通知第二の2（12）①）	1

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護

項目	指摘内容	根拠法令	指摘数
居宅介護計画等	居宅介護計画等の内容について具体的な記載が不十分で、利用者等への説明も不足していた。また、サービス提供責任者が実施状況の把握をしていなかった。	都条例第155号第10条、障発第1206001通知 第三の3(16)①、②、④)	2
虐待防止	虐待防止責任者を設置していなかった。	都条例第155号第3条第3項、障害者虐待防止法第14条	1
苦情解決	苦情受付から解決までの記録がなかった。	社会福祉法第82条、都条例第155号第39条第1項、第2項	1
介護給付費の額に係る通知等	介護給付費等の法定代理受領を行った場合の利用者等への通知がされていない	都条例第155号第27条第1項	1
衛生管理等	手指を消毒するための備品等の備えがなかった。また、感染症対策マニュアルの作成と周知がされていない。	都条例第155号第8条、第34条第2項、障発第1206001通知 第三の2(3)、第三の3(23)	1
掲示	運営規程、事業の実施状況、相談支援専門員の有する資格虐待防止責任者等重要事項等の掲示がされていない。	都条例第155号第35条	1
会計区分	当該サービスが経理規程上のサービス区分に位置付けられていなかった。	都条例第155号第41条、会計基準省令第10条	1

共同生活援助

項目	指摘内容	根拠法令	指摘数
虐待防止	虐待防止に係る研修についての計画がなく、全従業員への実施もされていない。	都条例第155号第3条第3項、障害者虐待防止法第14条	1
苦情解決	苦情受付から解決までの記録がなく、申立人へ処理経過について伝えていなかった。	社会福祉法第82条、都条例第155号第199条準用（第39条第1項、第2項）、社会福祉法人東京都知的障害者育成会権利擁護の取組体制 利用者からの苦情解決実施要綱	1
非常災害対策	夜間を想定した避難訓練を実施していなかった。	都条例第155号第199条準用（第74条第1項、第2項）	1

生活介護

項目	指摘内容	根拠法令	指摘数
協力医療機関	協力医療機関との具体的な協定書を定めていなかった。	都条例第155号第91条	2
資産管理	小口現金について経理規程上の上限額を超えて運用していた。また、保管管理者が任命されていなかった。	運用上の留意事項1(4)	1
掲示	従業員の勤務体制、協力医療機関等重要事項について掲示されていなかった。	都条例第155号第92条	1

就労継続支援B型、就労移行支援

項目	指摘内容	根拠法令	指摘数
利用者支援(虐待防止)	虐待防止責任者の設置及び研修等の体制整備がされていなかった。また、運営規程に文言がなかった。	障害者虐待防止法第15条、都条例第155号第3条第3項、都条例第155号第11条第1項第8号	4
費用	工賃に係る仕訳が適正でなかった。	都条例第155号第187条	3
	工賃支払いに関する未払金計上額が過大だった。	都条例第155号第86条、第170条、第187条、運用上の留意事項	1
個別支援計画の作成等	個別支援計画の期間が利用開始月の翌月となっている事例があった。	都条例第155号第188条準用(第54条第1項)、都条例第136号第10条第4項、平18障発第1031001号第二の1(10)	1
	定期的なモニタリングが行われていなかった。	都条例第155号第188条準用(第54条第8項)	1
	一部個別支援計画の作成をせず、サービスを提供していた。	都条例第155号第188条準用(第54条第1項)、都条例第136号第10条第4項、平18厚労告523別表15の1の注5(2)、平18障発第1031001号第二の1(10)	2
苦情解決	苦情の受付から解決に至る手順を記載したマニュアルが整備されていなかった。	社会福祉法第82条、都条例第155号第192条準用(第39条)	1
資産	通帳・印鑑の管理が適正でなかった。	運用上の留意事項1(1)、指導監督徹底通知5(6)エ	1

項目	指摘内容	根拠法令	指摘数
工賃の支払い等	工賃支給要領等において、利用者の能力や技能に応じた工賃支払いの規程が設けられていた。	都条例第155号第187条、都条例第136号第35条、留意事項1(2)ウ・エ	1
プライバシーの保護	利用者及びその家族から情報提供の同意書を得ていなかった。	都条例第155号第188条準用(第36条第3項)、都条例第136号第51条第3項	1
業務管理体制等の整備	法令遵守責任者の選任及び届出有無が確認できなかった。	支援法第51条の31第1項～第4項、支援法施行規則第34条の62第1項～第3項	1
初期加算	一部個別支援計画の作成をせずサービスを提供し、初期加算を算定していた。	平18厚労告523別表15の1の注5(2)、平18障発第1031001号第二の1(10)	1
	同一敷地内の就労継続支援B型から就労移行支援事業所へ転所した利用者について、初期加算を算定していた。	平18厚労告523別表14の5、平18障発第1031001号第二の2(6)⑦	1
欠席時対応加算	当該利用者と連絡が取れなかった場合にも欠席時対応加算を算定していた。	平18厚労告523別表14の10、平18障発第1031001号第二の3(5)⑩準用(第二の2(6)⑨)	1
目標工賃達成指導員加算	工賃向上計画を作成していなかった。	平18厚労告523別表14の14、平18障発第1031001号第二の3(5)⑮	1

根拠法令

社会福祉法:昭和26年 法律第45号

支援法:平成17年法律第123号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

支援法施行規則:平成18年厚生労働省令第19号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則

障害者虐待防止法:平成23年法律第79号 障害者の虐待防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律

基準省令:平成24年厚生労働省令第27号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準

基準省令:平成24年厚生労働省令第28号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準

平18厚労告523:障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準

平24厚労告124:障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準

平24厚労告125:障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準

解釈通知:平成24年障発0330第21号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について

解釈通知:平成24年障発0331第22号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について

障発第1031001通知:平成18年障発第1031001号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに

要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について

障発第1206001通知:平成18年障発第1206001号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について

運用上の留意事項:平成28年雇児総発0331第7号、社援基発0331第2号、障障発0331第2号、老総発0331第4号 社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について

別紙 社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項

指導監督徹底通知:平成13年雇児発第488号、社援発第1275号、老発第274号 社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について

留意事項:平成18年障障発第1002003号 就労継続支援事業利用者の労働性に関する留意事項について

都条例第136号:平成24年東京都条例第136号 東京都障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例

都条例第155号:平成24年東京都条例第155号 東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例